

令和7年12月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

介護情報基盤の運用開始に伴う主治医意見書にかかる通知改正等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

介護情報基盤につきましては、「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について（本会：令和7年11月14日付）にてお知らせしましたとおり、令和8年4月1日以降、順次、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行、介護情報基盤経由での情報共有を開始し、令和10年4月1日までに完了のうえ、同基盤の活用開始が示されております。医療機関においては、介護情報基盤を活用することにより、主治医意見書の電送が可能となります。

本通知は、令和8年度より同基盤が順次運用開始され、主治医意見書の電送が可能となることに伴い、主治医意見書等の様式および「主治医意見書の記入の手引き」が一部改正され、令和8年4月1日より適用されるとともに、主治医意見書の提出方法ごとの取扱いを示した事務連絡が出されたことをお知らせするものです。

主治医意見書の変更点等としましては、次のとおりです。

- ・介護サービス計画作成等に利用されることについての主治医の同意欄及び特記事項欄における添付資料が廃止（様式の変更）
- ・医師自署の取扱い等、介護情報基盤を用いて作成及び送信する場合の留意点が手引きに追記（様式の変更）
- ・介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書等の情報が市町村から居宅介護支援事業者等の関係者に対して提示されることについて、認定申請時に本人より同意を取得する取扱いには変更がないこと
- ・主治医意見書について、従来通り紙による作成でも差し支えないこと（日本医師会より厚生労働省に確認済み）

日本医師会通知文のうち厚生労働省通知部分はデータ量が大きいいため、添付しておりません。詳細については、下記サイトをご参照ください。

また、介護情報基盤の各市町村の対応状況等については、介護情報基盤ポータル(<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>)をご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○ 介護保険最新情報 vol. 1439

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

(令和7年11月20日厚生労働省老健局長通知)

厚生労働省ホームページ URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001598399.pdf>

○ 介護保険最新情報 vol. 1440

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」

及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

(令和7年11月20日厚生労働省老健局老人保健課長通知)

厚生労働省ホームページ URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001598392.pdf>

○ 介護保険最新情報 vol. 1441

主治医意見書の取扱いについて (令和7年11月20日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

厚生労働省ホームページ URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001598435.pdf>

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737